

事務連絡
平成24年2月8日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

70歳代前半の被保険者等の一部負担金等の軽減特例措置の延長に伴う高齢受給者証の自己負担割合の記載の見直しについて

健康保険制度の円滑な実施について、日頃よりご尽力をいただき、御礼申し上げます。

70歳代前半の被保険者等の一部負担金等の軽減特例措置が平成25年3月31日まで1年間延長されることについては、「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」の一部改正について（平成24年2月8日付保発0208第4号）で通知しましたが、これに伴う高齢受給者証の自己負担割合の記載は、下記のとおりとしていただきますよう、お願い申し上げます。

記

- ・ 現在、70～74歳の者（現役並み所得者を除く。）の高齢受給者証の「一部負担金の割合」欄の記載は、原則として、「2割（ただし、平成24年3月31日までは1割）」としているが、平成23年度中に「2割（ただし、平成25年3月31日までは1割）」と記載した高齢受給者証に更新すること。
- ・ 有効期限が平成24年8月31日など年度の途中の場合は、同欄の記載を「2割（ただし、平成24年8月31日までは1割）」とし、同年9月に行う更新の際に「2割（ただし、平成25年3月31日までは1割）」とすることも差し支えないこと。
- ・ 「一部負担金の割合」欄の余白が足りない、システム上の文字数が足りないなどの理由により、対応が不可能である場合に限り、保険者の判断において、例外的に「1割」又は文字数を短縮（Ex. 「2割（平成25年3月末日までは1割）」）することも差し支えないこと。

70歳～74歳の患者の自己負担限度額（現役並み所得者を除く）

- 低所得者を判別する「限度額適用・標準負担額減額認定証」は入院時のみ提示され、患者の所得区分の判別が困難であることから、一律一般とみなして取扱ってきたところ。
- 平成24年4月1日から、高額療養費の外来療養が現物給付化されることに伴い、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が提示されることから、所得に応じた自己負担限度額を適用する。

【平成20年4月～平成24年3月】

	所得区分	自己負担 限度額
入院等	一般所得	44,400円
	低所得Ⅱ 市町村民税非課税世帯	24,600円
	低所得Ⅰ 年金収入80万円以下等	15,000円
外来	<u>一律一般とみなす</u>	<u>12,000円</u>

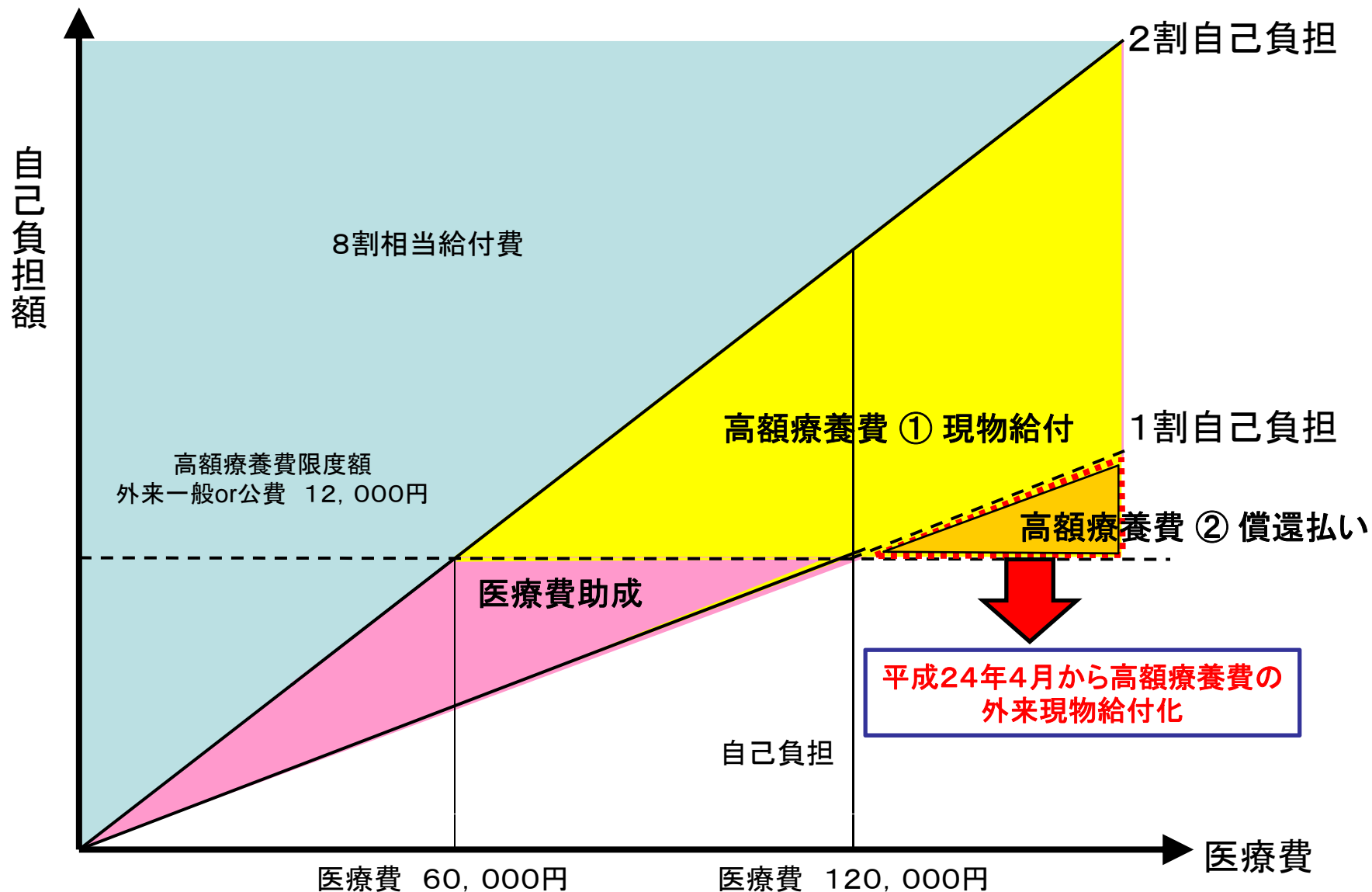


【平成24年4月～】

	所得区分	自己負担 限度額
入院等	一般所得	44,400円
	低所得Ⅱ 市町村民税非課税世帯	24,600円
	低所得Ⅰ 年金収入80万円以下等	15,000円
外来	<u>一般所得</u>	<u>12,000円</u>
	低所得Ⅱ 市町村民税非課税世帯	8,000円
	低所得Ⅰ 年金収入80万円以下等	

【参考】

70～74歳の患者負担の見直しを凍結した場合の対応【外来療養：一般or公費】



70~74歳の患者負担の見直しを凍結した場合の対応【外来療養：低所得】

